

令和3年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第6回総会

日時 令和3年6月25日(金) 午後9時00分  
会場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長 猪倉 秀行	事務局長補佐 芳賀 豊彦
総務主査 菊地 亮	農地主査 高橋 昭光
農地係主事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条1項但書き)農地の用途変更について

議事

- (1) 議第24号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第25号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第27号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第28号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(案) 及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
(案) について



木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第24号から議第28号までの議案について一括上程します。

（1）議第24号「事業計画変更申請書の審議について」

（2）議第25号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（3）議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（4）議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」

（5）議第28号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」

以上、議第24号から議第28号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る6月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告書に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第5条の許可申請案件1件を審査しました。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位19番、大字日田字五反のドラッグストア建設用敷地への転用案件です。申請地は市街地の区域内にある農地であります。事務局より、東側に隣接する土地への出入りについては、店舗出入口から駐車場を經由して行い、敷地内の雨水処理については、全て敷地内地下浸透させることで協議が調っていると報告を受けており、計画どおりであれば問題ないと判断しました。

なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いし まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度 としまして、9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時54分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第24号「事業計画変更申請書の審議につい て」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区 審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第24号「事業計画変更申請書の審議について」。  
5ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

地区審査会においても異議ございませんでした。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位3番は、事業計画書の変更となっております。目的は変更内容と同じく住宅建築の申請の転用になります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、議第26号、農地法第5条での審議もお願いします。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第24号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第25号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第25号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

7ページをお開きください。

(議案書順位27番朗読)

この件につきまして、6月13日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は南部地区、旧国道112号線をグリバーさがえのほうに向かい、踏切手前の南側の田んぼになります。譲受人の耕作地と隣接しており、何ら問題ないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

続きまして、順位29。

(議案書順位29番朗読)

この件につきまして、6月13日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は国道112号線バイパスの長崎大橋手前東側へ直線100メートル入ったところの耕作放棄地となります。耕作放棄地有効活用交付金申請のため現地調査を行い、申請中でもあります。借人の耕作地と隣接しており、何ら問題ないと判断してまいりました。

地区審査会においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

同じく、第3条の規定による許可処分について、8ページをご覧ください。

(議案書順位30番朗読)

現地を6月13日に土田委員、渡邊推進委員と確認してまいりました。所在地はJA三泉支所の前の県道を日和田方面に向かって、上河原公民館への侵入の丁字路を通り抜け、次の丁字路を左折すると、菊地工務店という工務店があります。その隣に■■■さん宅があり、その隣接した園地です。現地を確認してきた結果、何ら問題ないという中で確認してまいりました。

本日の地区審査においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番後藤です。順位26番です。

(議案書順位26番朗読)

場所につきましては、金谷集落の北側のほうにあります。集落の隣の北側のほうになっております。譲受人のサクランボ畑の隣の今回の当該地になっておりまして、今現在草刈りをやっけて、自己保全になっているような畑になっております。6月15日の日に奥山委員とそれから渡邊推進委員と現地を確認してまいりまして、異議ありませんでした。

なお、本日の地区審査会でも異議なしとなりました。続きまして、順位28番。

(議案書順位28番朗読)

現地につきましては、行沢のほうがこの■■■■さんの自宅の隣にあります。それから、狸森のほうにつきましては、■■■■さんが所有している畑がありますけれども、その畑の近くであります。同じく6月15日の日に奥山委員、それから渡邊推進委員と現地を確認してまいりまして異議ありませんでした。

それから、本日の地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位26番から30番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの件について、地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第25号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第25号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

10ページをご覧ください。

(議案書順位17番朗読)

この件に関しまして、6月13日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は南部地区の旧国道112号線沿いの薬王堂予定地のすぐ北側の雑種地となります。事業計画変更の申請にもありましたとおり、譲渡人の■■■さんは、今後も活用計画がなく、また、■■■さんも20平米と狭く、単独では活用できないため売却したいとの転用事由となっております。幹線道路沿いで、商店や住宅が立ち並ぶ土地でございますので、申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。

本日の地区審査会におきましても異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

同じく10ページをご覧ください。

(議案書順位18番朗読)

6月13日、芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。所在は主要地方道天童大江線を天童方向に向か

ってセブンイレブン前の交差点を過ぎると、中向農道幹線、最上川フルーツラインの入り口があります。その入り口から東に約30メートル行った県道の南側に埋め立ててある敷地があります。現地を確認した結果、計画どおりであれば何ら問題はないということで確認してまいりました。

本日の地区審査においても異議ございませんでした。  
続きまして、11ページをご覧ください。

(議案書順位19番朗読)

6月13日に事前審査会の出席委員、出席推進委員と現地を確認してまいりました。所在は主要地方道天童大江線を天童の方向に向かうと丸松という株式会社があります。その東側に位置しております。計画どおりであれば、何ら問題はなく、またそのときの確認事項がありましたが、本日事務局からの説明がありましたので、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位17番は、事業計画変更申請で先ほど審議していただいた住宅建築のための転用申請になっております。第3種農地ですので転用目的、農地区分は問題ないと考えます。

順位18番については、機械部品製作工場建築の際の転用申請になっております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるので第1種農地と判断します。

第1種農地は原則許可されませんが、当該目的は集落に接続して設置され、ほかに代わりとなる土地もなく、また集団的であり、計画どおりであれば何ら問題ないと考えます。

順位19番はドラッグストア建設のための転用申請になっております。市街地区域内の地域でありまして、当該農地を含んでいる街区の土地面積割合は60%を超えており、第3種農地の農地区分要件に該当するため、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可であり、計画どおりであれば農地区分の立地基準を満たしており、転用目的も問題ないと考えます。

なお、順位19番は事前審査会にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

以上、いずれも農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。

議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書朗読)

15ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、寒河江、3筆、面積は田が0.48ヘクタール、合計0.48ヘクタールとなっています。

内訳は、全て利用権設定等推進事業になります。いずれの農地も農用地域内で、借人は認定農業者で、地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

相原委員

はい、議長。14番相原です。

同じ譲渡人、同じ譲受人の四季ふぁーむさんの件で、皿沼西のほうだけが農地法3条扱いになっているのは、これは農用地区域外ということですか。

事務局（農地主査） はい、議長。

ただいまご指摘のように3条のほうにも同じように譲渡人譲受人で所有権移転出ているんですけども、3条のほうは弁護士個人名の農用地区域外ということで、先ほど事務局より説明のあった利用集積計画のほうの所有権設定のほうは農用地区域内となっておりますので、農用地区域内ですと嘱託登記が使える農地になりまして、今回利用集積という形で売買できるんですけども、3条のほうの一筆登記は農用地区域外でしたので、ここは自分でというような形をお願いしたというか、そういう形の売買ということです。（「分かりました」の声あり）

木村議長

いいですか、相原委員。

相原委員

はい。

木村議長

それではほかに何かありますか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第28号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐）

はい、議長。

それでは、議第28号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、事務局から説明いたします。

最初に17ページをご覧ください。

改正農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知を根拠としまして、農業委員会の運営の透明性を確保するため、例年「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び」作成、公表いたしておりますが、今回、令和2年度の最適化の推進及び事務の実施状況及び本年度の活動計画につきまして、議案として提示いたしております。

まずは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価（案）につきまして説明いたします。

最初に、Ⅰ 農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）であります。ここでは農業の概要及び農業委員会の体制につきまして、2020年農林業センサスの統計調査結果及び実績に基づきまして取りまとめいたしております。

耕地面積をはじめとする農業の概要につきましては記載のとおりであります。ここで皆様にお伝えいたしますが、農業者数につきましては、前回農林業センサスの農業就業人口数を使用いたしておりましたが、2020年農林業センサスでは公表されていないことから、県に確認の上、これに代わりますて基幹的農業従事者数（個人経営体）を使用しております。

この基幹的農業従事者（個人経営体）は、農業就業人口のうちふだんの主な状態が主に農業である者であることから、農業就業人口よりも対象者が少なくなっております。このため、前回のセンサスと比較がされないのはご留意くださるようお願い申し上げます。

また、2020年農林業センサスにおいては販売農家の内訳としての主業農家数、準主業農家数及び副業的農家数が公表されていないことから、県に確認の上項目に関する農林業センサスの統計調査結果を記載いたしております。あわせてご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

次に、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてになります。

18ページをご覧ください。

農地中間管理機構、農用地利用改善組合及び地域が連携しての集積の推進の結果、令和2年度の集積目標1,382ヘクタールに対しまして1,356ヘクタールの集積実績があり、そのうち新規実績は40ヘクタールでありました。これにより、前年よりも高い達成状況により集積率を果たすこと

となりました。

次に、Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

19ページをご覧ください。

令和2年度におきましては、積極的な情報収集、新規参入などに努めました結果、令和2年度の参入目標、4経営体、参入目標面積1.4ヘクタールに対しまして参入実績4経営体、参入実績面積3.0ヘクタールとなり、経営体数については100%、参入実績面積につきましては目標を大幅に上回る結果となりました。

次に、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価についてであります。

20ページをご覧ください。

令和2年度の遊休農地に係る活動によりまして、農業従事者の高齢化、後継者の不足等の厳しい状況にある中、ほぼ前年度と同程度の遊休農地の割合となりました。

また、解消実績につきましても目標に達しまして、大幅な解消を果たすこととなりました。

次に、Ⅴ 違反転用への適正な対応であります。

21ページをご覧ください。

令和2年度におきましては、農地パトロール、農地常任委員会による現状の確認、継続した指導により違反転用に取り組んで参りましたが、令和2年度におきましては、1件移転により解消を図るとの回答を得ており、増加には至らないものとなりました。長期化などにより違反意識が希薄していることが懸念されますが、今後におきましても継続した是正通知、日常における違反転用の早期発見、対応に努めることが、未然防止につながるものと考えております。

次に、Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてであります。

こちらは21ページから23ページにかけまして取りまとめいたしております。

令和2年度におきましては農地法3条44件、転用件数51件を処理したほか、農地所有適格法人からの農地法第6条による実施状況の内容及び賃借料の情報などにつきましての調査、提供となりました。件数などにつきましては記載のとおりであります。

最後にⅦ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてであります。

23ページをご覧ください。

令和2年度におきましては農地利用最適化等に関する事務につきまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に併せましての見直しの際にいただきました意見及び対処につきまして記載いたしております。

また、Ⅷ 事務の実施状況の公表等につきましては、前年6月総会にご承認いただきました、令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善についていただきました意見につきまして取りまとめいたしております。

令和2年度におきます活動に対しましてご協力いただきましたことにつきまして、この場をお借りし、改めましてお礼申し上げます。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきましては以上になります。

これを受けまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を作成いたしております。こちらは25ページから27ページまで取りまとめいたしております。

この計画におきましては、主な目標として農地の利用集積・集約化の新規集約面積及び新規参入経営体数及びその面積、遊休農地の解消面積を掲げておりますが、これらにつき

ましては直近の実績及び「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」おきます計画を加味いたしまして定めております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

木村議長

ただいまの令和2年度の活動点検・評価と令和3年度の活動計画に関する説明がありました。

この間、先日新規就農者の評価委員会があったと思いますので、その報告を相原委員よりお願いしたいと思います。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

皆さん、一刻も早くお家に帰りたいというところではありますが、もうしばらくの間ちょっとお付き合い願いたいと思います。

今の中でも新たに農業に取り組もうとする者の参入促進という項目がありまして、年間3ないし4経営体が新たに参入しているという実績と目標が掲げられております。

この関係の、下にちょっとありますけれども、農地の権利移動を伴う新たな新規参入者等を含めておりまして、親元就農とか実質的に農業をやっている方の数が反映されていないような気がします。

それで、何年か前から新規就農に手を挙げると、申請すると年間150万円を5年間給付、もらえるという制度がありまして、それを目当てにぞくぞくと若い衆が帰ってきているのは確かである、頑張っていたきたいと思っておりますが、過去に残念な食い逃げ事例なんかもありました。

それで、実は5月26日に、昔は青年就農給付金という名前がありましたが、今は次世代人材投資資金事業ということになっています。やはり内容は同じで、申請して認められますと150万円を5年間給付受けられる。ただ、2年やった

ら中間評価ということで、そのメンバーに農業委員会も評価する側に回ってしまして会議に出たわけですけれども、今回は令和元年に申請して認められた若い方の実績を事務局のハナコさんもメンバーになってしまして、私も委員会を代表しまして出ていました。

毎月毎月の案件の中で皆さんも名前を見かけたことがあると思いますけれども、お一人は本楯の■■■さんというネギを頑張っってやりたいという、2年前でしたか現地確認をみんな回った、ちょっとネギ畑とは思えないような畑がありました。彼は2年やってなかなか実績が上がらない。参加した方々からの評価も結構厳しいものがありまして、このまま3年目、4年目、5年目と給付していいのかというようなこともかなり危惧されているわけです。

もう一方が平塩でしたか、中郷でしたか、■■■さんという、アンスリーファーム出身のサクランボを頑張っている方なんですけれども、その方についても、■■■さんに比べれば数字は大きくなっているんですけども、やはりちょっとサクランボ、自分の畑を持ってないで始めると面積増やせば増やすほど雇用労力が増えまして、残るところがあまりなくなるという、それも厳しい状態かなと思っていました。

それで、出席した人たちが1から5までの評価をかけまして、それを集計いたしまして後日送られてきました。農林課のほうからこういうふうに中間評価を決定しますということで、■■■さんについては一応Aということで給付する。給付を受けると、■■■さんについては評価Bということで、よっぽど思い切った改革をしないとちょっと難しいんじゃないかというふうなことで、でも3年目は出すということでしたので、こういうよくある若い人たちには本当に頑張ってもらいたいんですけども、なかなかこう、基盤となるものがない状態でいきなり農業を、私はこういう農業をやりたい、夢の

ような農業をやりたいみたいなのがなかなか、それで食っていけるのかどうか。前の農業委員を務めてました加藤友康さんと土屋喜久夫さんもサポートメンバーということで評価に加わっているんですけども、かなり厳しい見方をしておられました。

この次の年にも当然該当する若い方々が出てくるんですけども、願わくば150万円が無駄にならずにね、ちゃんとこの人の血となり肉となって役に立ってほしいもんだなど。別に40年もやった人間から見て考えが甘いとかって、簡単には言えないんだけども、でもやはりちょっと、もう少し真剣に考えないと、あとはどうせ国のお金だから俺のお金じゃないみたいない状態で給付を続けていくというのもちょっと理に合わないような気がします。次世代人材投資資金、投資だからたまには失敗することもあるというふうなことでは済まされないんじゃないかなというふうな気がするんですけども、以上会議の報告と所感を述べさせていただきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

今の相原委員の新規就農者の件についての報告を受けましたけれども、それについて何か。はい、奥山委員。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

■■■■君、平塩出身の新規就農者で、先ほども申し上げた新規就農するに当たって畑を借りるときに所有者のほうから無償でいいということで借りることができたというお話をしたと思うんです。で、平塩地区と柴橋地区、3件ほど私あっせんして借りることができて、それぞれ5年間、柴橋の方は5年間無償かな、というふうな形でやはり自分があっせんした農地の管理については心がけて見て、話をしたりはしており

ます。1年目はなかなかできなかつたのが2年目には苗木を植えたというふうなこととかで、ただ、知らない間にいろいろなところに、やはり若いために自分の能力以上の農地を借りてやっているようで、その件については地区内の農家の人からアドバイスを受けてたりはしているのですが、なかなかその辺がまだ30代半ばくらいなので、なかなかこちらのアドバイスを素直に受け入れないところもあったりして、心配はしているところです。今後も見守っていきたいと考えています。以上です。

木村議長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

今の相原委員と奥山委員から意見ありましたけれども、やはり新規就農者にはときにはとにかく厳しく、少しは甘やかしてということで、今後も皆さんから見本を見せていただければいいのかなと思っております。

以上の28号の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」審議しましたけれども、その原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成でありますので、議第28号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時56分

令和3年6月25日

第6回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木小百合.....

議事録署名委員 8番委員.....大泉孝彦.....